



# 経理の窓 8月号

平成29年 8月 1日号

暑い日が続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか？

## 今月の税務

法人 : 6月決算法人の確定申告と納付  
個人 : 市・県民税の第2期分の納付  
個人事業税の第1期分の納付

## 設備投資に対する中小企業の優遇税制

平成29年の税制改正で、中小企業の設備投資に対して、平成28年7月1日に施行された「中小企業等経営強化法」に基づき「中小企業経営強化税制」が創設されました。「中小企業投資促進税制」「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」の適用期限が2年間延長されました。平成31年3月31日までに取得する設備に適用されます。

### 《中小企業経営強化税制》

- 青色申告書を提出する中小企業等で経営力向上計画（経営強化法）の認定を受けたもの
    - ・生産性向上設備（A類型）～旧モデルと比べて生産性が年平均1%以上改善する設備  
工業会等の証明書が必要
    - ・収益力強化設備（B類型）～投資収益率が5%以上の投資計画に係る設備  
経済産業局の確認書が必要
  - 特別償却 100%（即時償却）又は、税額控除 10%（資本金3000万円超1億円以下は7%）
- ◇経営力向上設備等の取得は経営力向上計画認定後に行うことが原則です。中小企業庁のホームページ 経営サポート「経営強化法による支援」には、申請の手引きや申請書類などの情報が掲載されています。<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

### 《中小企業投資促進税制》

- 青色申告書を提出する中小企業者等（資本金3000万円以下に限る）  
指定事業用の設備で、機械装置、測定工具・検査工具・電子計算機・インターネットに接続されたデジタル複合機・一定のソフトウェア・普通貨物自動車・内航船舶
- 特別償却 30% 又は、税額控除 7%

### 《商業・サービス業・農林水産業活性化税制》

- 青色申告書を提出する中小企業者等（資本金3000万円以下に限る）  
認定経営革新等支援機関等による指導及び助言が必要、経営改善指導助言書類に記載された一定の器具及び備品、建物附属設備
- 特別償却 30% 又は、税額控除 7%  
※税額控除額は合計で法人税額の20%が上限（超える金額については1年間の繰越が可能）  
※対象設備には、取得価額等の条件があります。

## 《個人型確定拠出年金 iDeCo（イデコ）について》

iDeCo（イデコ）とは、個人型確定拠出年金の愛称で、公的年金にプラスして給付を受けられる「私的年金」の1つです。

60歳まで掛金を積立、60歳以降に一時金か年金の方法で受取ります。

iDeCoの加入者は、これまで自営業者の方などに限られていましたが、2017年1月の制度改正で、すべての方が加入できるようになりました。

iDeCoは、3つの税制優遇措置が図られていて、長期の資産形成の手段として活用いただける制度です。

実施主体 : 国民年金基金連合会

加入方法 : 運営管理機関経由で加入手続きをします。

税制上のメリット

拠出時 : 掛金は全額所得控除されます。「小規模企業共済等掛金控除」

運用時 : 運用益は、非課税扱いとされています。

給付時 : 一時金で受け取る場合には、退職所得扱いになります。

年金で受け取る場合には、公的年金等控除が受けられます。

留意点 : ①運用は、加入者ご自身が行います。

②中途での引出に制限があります。

③口座管理手数料などががかかります。

詳しくは、厚生労働省のホームページやiDeCo公式サイトをご覧ください。

iDeCo公式サイト <https://www.ideco-koushiki.jp/>



有限会社たべい TEL 043-422-5836 FAX 043-422-5844

<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。

<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>